

# 特定小売供給約款の変更認可申請 に係る査定方針案について

2023年4月27日（木）

電力・ガス取引監視等委員会



電力・ガス取引監視等委員会  
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

# 1. はじめに

## 2. 特定小売供給約款料金（規制料金）の位置づけ

## 3. 規制料金の改定申請の概要

## 4. 規制料金の審査の概要

## 5. 査定方針案の概要

## 6. 査定方針案の各論

6-1. 需要想定・供給力

6-2. 経営効率化

6-3. 燃料費

6-4. 購入・販売電力料

6-5. 原子力バックエンド費用

6-6. 人員計画・人件費

6-7. 修繕費

6-8. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）

6-9. 事業報酬

6-10. その他経費

6-11. 公租公課

6-12. 控除収益

6-13. 費用の配賦

6-14. レートメイク・約款

## 7. 参考資料

# 本資料の位置づけ

- 本資料は、**みなし小売電気事業者7者**（北海道・東北・東京・北陸・中国・四国・沖縄）が、2022年11月及び2023年1月に経済産業大臣に対して行った**特定小売供給約款の変更認可申請**（以下「本申請」という。）について、**電力・ガス取引監視等委員会としての査定方針案**を取りまとめたものである。
- 本申請について、**料金制度専門会合で計16回（第28回～第43回）、審査チームによるインナー会合も含めると計49回にわたって厳格かつ丁寧に審査**し、その審査結果を踏まえて、査定方針案として取りまとめたものである。

## 1. はじめに

## 2. 特定小売供給約款料金（規制料金）の位置づけ

## 3. 規制料金の改定申請の概要

## 4. 規制料金の審査の概要

## 5. 査定方針案の概要

## 6. 査定方針案の各論

6-1. 需要想定・供給力

6-2. 経営効率化

6-3. 燃料費

6-4. 購入・販売電力料

6-5. 原子力バックエンド費用

6-6. 人員計画・人件費

6-7. 修繕費

6-8. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）

6-9. 事業報酬

6-10. その他経費

6-11. 公租公課

6-12. 控除収益

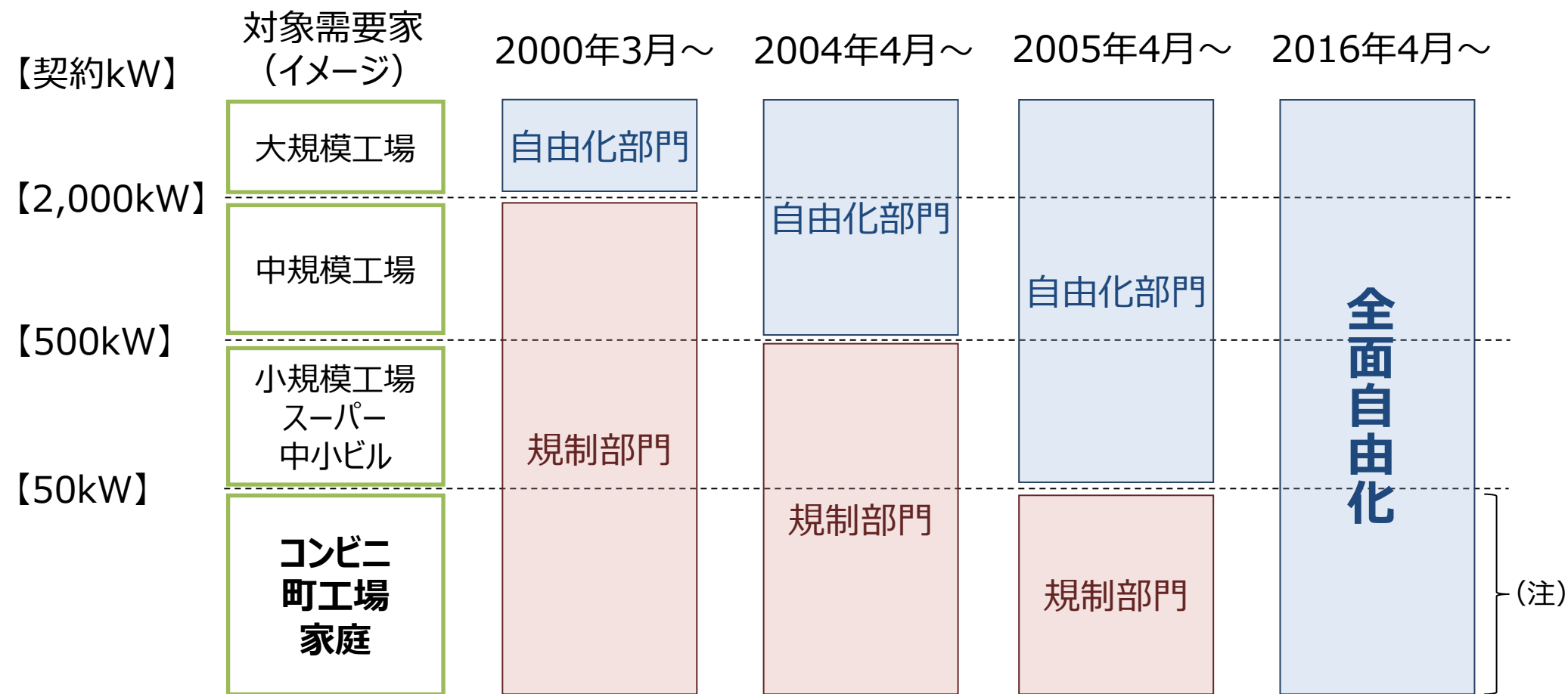
6-13. 費用の配賦

6-14. レートメイク・約款

## 7. 参考資料

# 電力の小売全面自由化の経緯

- 2000年以降、電力小売について段階的に自由化（新規参入）が進められてきた。
- 2016年4月からは、一般家庭やコンビニ等を含めた全ての需要家が、電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになった。ただし、需要家保護の観点から、規制料金が残されている。



(注) 需要家保護のため、経過措置として、少なくとも2020年まで規制料金を残すこととされ、今日まで存置（需要家は規制料金も選択可能）。

# 特定小売供給約款料金（規制料金）の位置づけ

- 2016年4月の電力小売全面自由化に際しては、大手電力会社による「規制なき独占」に陥る事態を防ぐため、低圧需要家向けの小売規制料金について経過措置を講じることとされた。
- 当該経過措置は、2020年3月末をもって撤廃されたものの、同年4月以降は、「電気の利用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるもの」として経済産業大臣が指定した大手電力会社の供給区域において、引き続き、規制料金（特定小売供給約款料金）が存続されている。  
（※2023年1月時点では、契約口数ベースで低圧の約6割が規制料金。）
- 大手電力会社は、規制料金について、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「改正法」という。）附則に基づいて特定小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けることが必要であり、これを変更しようとするときも、認可が必要である。
- また、改正法附則において、経済産業大臣は、申請のあった特定小売供給約款が以下のいずれにも適合していると認めるときは、認可をしなければならないこととされている。
  - ① 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。
  - ② 料金が供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められていること。
  - ③ みなし小売電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
  - ④ 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

# 特定小売供給約款の変更認可申請に係る意見聴取①

- 2022年11月及び2023年1月に、改正法附則第18条第1項の規定に基づき、**大手電力会社（みなし小売電気事業者）7社**（北海道・東北・東京・北陸・中国・四国・沖縄）が経済産業大臣に対して、**特定小売供給約款の変更認可申請**（以下「本申請」という。）を行った。
- その上で、改正法附則第25条の5第1項第1号の規定に基づき、**経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会**（以下「委員会」という。）に、**本申請に係る意見聴取**があった。

変更認可申請日及び意見聴取日

事業者		事業者から経済産業大臣 への変更認可申請日	経済産業大臣から委員会 への意見聴取日
①	東北電力株式会社	2022年11月24日	2022年12月1日
②	中国電力株式会社	2022年11月25日	
③	四国電力株式会社	2022年11月28日	
④	沖縄電力株式会社	2022年11月28日	
⑤	北陸電力株式会社	2022年11月30日	
⑥	東京電力エナジー パートナー株式会社	2023年1月23日	2023年1月30日
⑦	北海道電力株式会社	2023年1月26日	

## 特定小売供給約款の変更認可申請に係る意見聴取②

- 経済産業大臣からの意見聴取を踏まえ、2022年12月及び2023年2月に行われた委員会で、**本申請に係る査定方針案**などを、**料金制度専門会合**（以下「当会合」という。）で、**中立的・客観的かつ専門的な観点で検討**することとされた。
- これを受け、当会合では、本申請に係る特定小売供給約款料金が、「**みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則**（平成28年経済産業省令第23号）」に**則って算定**されていることを前提に、「**みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領**（平成28年4月制定）」に**照らして妥当なものであるか審議**した。
- また、当会合では、改正法附則第22条に基づく「**公聴会**」や、経済産業省が募集する「**国民の声**」を通じて寄せられた御意見、**関係省庁等からの御意見を踏まえ検討**を進めた。公聴会では、当会合の委員も参加し、意見陳述人からの意見陳述や「国民の声」に対して発言を行った。

### 公聴会・「国民の声」のスケジュール

事業者		公聴会の開催日・開催場所		「国民の声」の募集期間
①	北海道電力株式会社	2023年4月20日	北海道札幌市	2023年2月14日～4月20日
②	東北電力株式会社	2023年2月16日	宮城県仙台市	2022年12月5日～2023年2月16日
③	東京電力エナジーパートナー株式会社	2023年4月13日	東京都千代田区	2023年2月14日～4月13日
④	北陸電力株式会社	2023年2月14日	富山県富山市	2022年12月5日～2023年2月14日
⑤	中国電力株式会社	2023年2月9日	広島県広島市	2022年12月5日～2023年2月9日
⑥	四国電力株式会社	2023年2月1日	香川県高松市	2022年12月5日～2023年2月1日
⑦	沖縄電力株式会社	2023年1月30日	沖縄県那覇市	2022年12月5日～2023年1月30日



# 【参考】参照条文

## 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則

### （みなし小売電気事業者の特定小売供給約款）

**第十八条** みなし小売電気事業者は、附則第十六条第一項の義務を負う間、特定小売供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、特定小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 料金が供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められていること。

三 みなし小売電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3～8 （略）

### （公聴会）

**第二十二条** 経済産業大臣は、附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法第二十三条第三項（特定小売供給約款に係るものに限る。）又は附則第十七条第一項（指定旧供給区域の増加に係るものに限る。）、第十八条第一項若しくは第二十条第一項の規定による処分をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見を聴かななければならない。

**第二十五条の五** 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かななければならない。

一 附則第九条第一項若しくは第四項、第十八条第一項又は第二十条第一項若しくは第四項の認可をしようとするとき。

二～六 （略）

2 （略）

1. はじめに
2. 特定小売供給約款料金（規制料金）の位置づけ
- 3. 規制料金の改定申請の概要**
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針案の概要
6. 査定方針案の各論
  - 6-1. 需要想定・供給力
  - 6-2. 経営効率化
  - 6-3. 燃料費
  - 6-4. 購入・販売電力料
  - 6-5. 原子力バックエンド費用
  - 6-6. 人員計画・人件費
  - 6-7. 修繕費
  - 6-8. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）
  - 6-9. 事業報酬
  - 6-10. その他経費
  - 6-11. 公租公課
  - 6-12. 控除収益
  - 6-13. 費用の配賦
  - 6-14. レートメイク・約款

7. 参考資料

# 規制料金の改定申請と補正

- 今回の特定小売供給約款の変更認可申請は、2022年2月のウクライナ侵攻に伴う燃料価格の高騰などを背景に行われたものである。
- その上で、変更認可申請後、燃料価格などが大きく変動する中、燃料費等の採録期間の在り方について、料金制度専門会合で議論を行った。
- その後、電力・ガス取引監視等委員会における審議を経て、2023年3月16日に経済産業大臣に対して、「直近の燃料価格、卸電力市場価格及び電力先物価格を踏まえて原価等を再算定することが適切である」旨の回答を行った。
- これを踏まえて、経済産業大臣から各事業者に対して補正の指示がなされ、2023年3月末に、各事業者から補正の提出が行われた。
- 当該補正によって、燃料費の算定に用いる燃料価格及び燃料費調整制度における基準燃料価格の採録期間は、2022年11月～2023年1月とすることとなった。また、卸電力市場価格についても、2023年2月における東京商品取引所の23年度各限月の電力先物価格の平均値を採用し、当該平均値を用いて、過去1年の各月のコマ別の実績価格を補正することとした。なお、これらの補正に係る検討の経緯として、料金制度専門会合（第37回及び第38回）の資料を、「7. 参考資料」に添付している。
- これらの補正は、基本的に「燃料費」及び「購入・販売電力料」に係るものであるが、補正に伴って変更が行われた項目（例：需要想定・供給力）について、本資料では、基本的に、補正後の内容を基に記載している。

# 各事業者の申請概要（当初申請及び補正）

- 今回の料金改定申請について、当初申請の概要と、直近の燃料価格などを踏まえた各事業者による補正の概要は、以下のとおり。

（単位：億円、単位未満は四捨五入）

	北海道			東北			東電EP			北陸			中国			四国			沖縄		
	現行 13-15	当初 申請	補正	現行 13-15	当初 申請	補正	現行 12-14	当初 申請	補正	現行 08	当初 申請	補正	現行 08	当初 申請	補正	現行 13-15	当初 申請	補正	現行 08	当初 申請	補正
燃料費	2,098	3,582	3,211	4,938	11,299	11,213	24,538	-	-	1,023	3,992	3,744	2,910	5,468	5,448	1,279	2,447	2,292	394	971	944
購入電力料	912	1,940	1,879	3,540	8,963	6,139	7,898	67,097	56,281	413	2,038	2,020	1,710	4,868	4,643	641	2,321	2,137	139	507	478
販売電力料	▲34	▲934	▲1,034	▲2,065	▲7,107	▲5,724	▲1,551	▲15,310	▲11,254	▲618	▲2,192	▲1,861	▲263	▲2,248	▲2,097	▲180	▲1,744	▲1,418	-	▲135	▲127
人件費	208	229	229	472	459	459	1,241	261	261	227	241	241	457	291	291	224	196	196	87	66	66
修繕費	540	434	434	722	868	868	1,686	1	1	337	415	415	438	488	488	309	317	317	85	80	80
減価償却費	537	355	355	1,002	971	971	2,779	98	98	642	329	329	525	701	701	283	329	329	92	87	87
その他経費	538	736	736	1,038	1,191	1,191	3,488	1,040	1,040	310	514	514	661	783	783	525	631	631	104	72	72
公租公課	195	208	208	363	481	481	1,014	141	141	193	200	200	255	308	308	136	167	167	23	31	31
原子力バック エンド費用	56	46	46	24	155	155	-	-	-	46	57	57	102	114	114	88	152	152	-	-	-
事業報酬	278	323	323	536	660	660	1,726	299	299	290	255	255	268	527	527	190	209	209	52	62	62
控除収益	▲52	▲127	▲127	▲91	▲161	▲161	▲341	▲62	▲62	▲31	▲113	▲113	▲92	▲282	▲282	▲63	▲188	▲188	▲11	▲8	▲8
総原価 <sup>※1</sup>	5,277	6,792	6,260	10,480	17,779	16,252	42,478	53,563	46,804	2,833	5,737	5,802	6,971	11,018	10,924	3,437	4,836	4,823	967	1,732	1,684
規制料金原価 <sup>※2</sup>	1,307	1,728	1,636	2,628	3,494	3,291	10,042	12,985	11,813	401	584	589	1,039	1,365	1,357	600	770	768	577	830	813
規制料金原価 の改定率 <sup>※2</sup>	-	32.2%	25.2%	-	32.9%	25.2%	-	29.3%	17.6%	-	45.8%	46.9%	-	31.3%	30.6%	-	28.1%	27.9%	-	43.8%	40.9%

※1 送配電関連費を除く。

※2 送配電関連費を含む。北海道はレベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響（2.70%）を含まない。沖縄は規制料金全体（低圧・高圧）の数値。

# 標準的な家庭における電気料金の試算結果

- 各事業者の当初申請と補正後の内容に基づき、**標準的な家庭における電気料金**（使用量を30A・400kWh／月と想定）の**月額**を試算すると、以下のとおり。

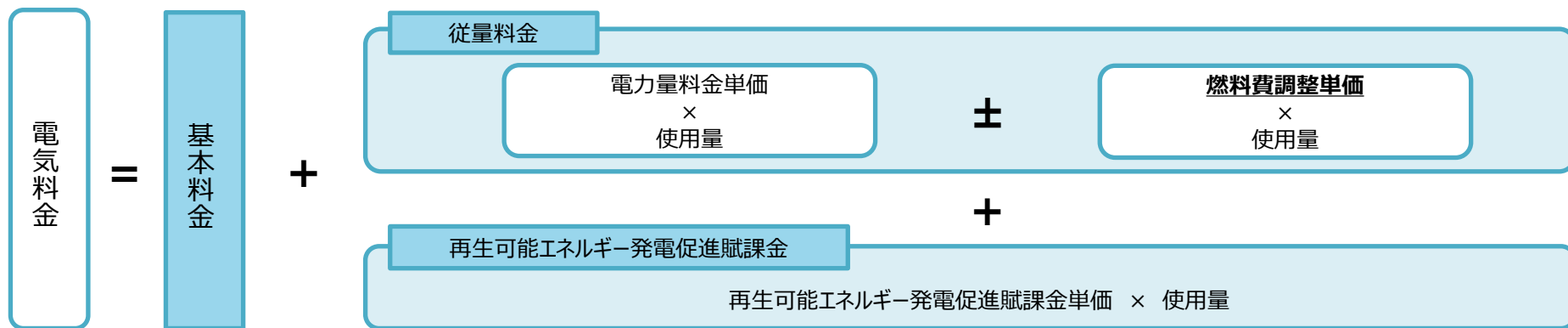
	北海道	東北	東電EP	北陸	中国	四国	沖縄
現行	15,662円 39円/kWh	13,475円 34円/kWh	14,444円 36円/kWh	11,155円 28円/kWh	13,012円 33円/kWh	12,884円 32円/kWh	14,074円 35円/kWh
当初申請	20,455円 51円/kWh	17,601円 44円/kWh	18,431円 46円/kWh	16,158円 40円/kWh	16,959円 42円/kWh	16,276円 41円/kWh	19,418円 49円/kWh
改定率 (当初申請)	+31% (+32%※)	+31%	+28%	+45%	+30%	+26%	+38%
補正後	19,479円 49円/kWh	16,595円 41円/kWh	16,811円 42円/kWh	16,268円 41円/kWh	16,871円 42円/kWh	16,242円 41円/kWh	19,066円 48円/kWh
改定率 (補正後)	+24% (+26%※)	+23%	+16%	+46%	+30%	+26%	+35%

※改定率のカッコ内は、レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を含めた数値。

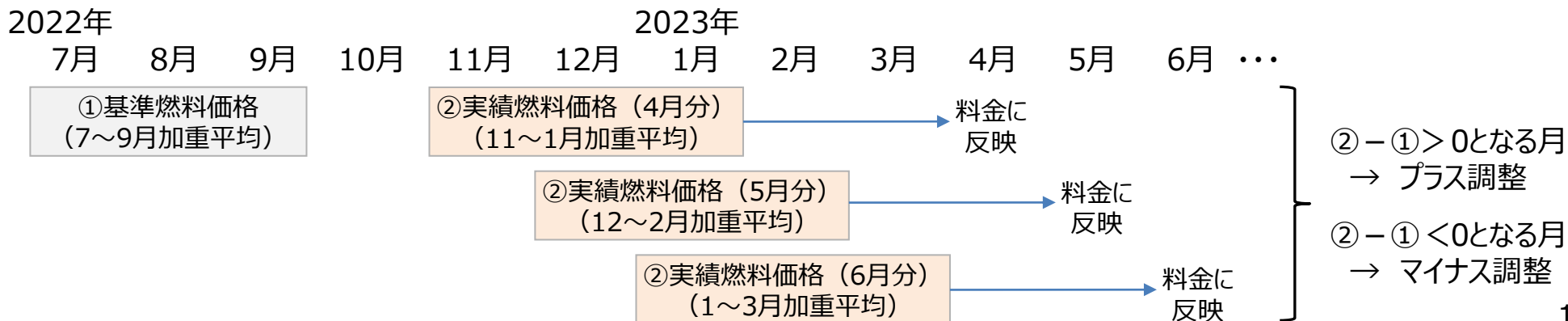
# 燃料費調整制度の概要

- 燃料費調整制度は、原油・LNG・石炭の燃料価格（為替を反映した円建ての日本着ベースの価格）の変動を、毎月の電気料金に反映する仕組みである。
- ①料金申請の直前3か月の貿易統計価格に基づいて算定した「基準燃料価格」と、②各月の3～5か月前の貿易統計価格に基づいて算定した「実績燃料価格」の差を、燃料費調整単価に換算し、月々の電気料金に反映する（※ただし、規制料金では、反映可能な範囲に上限有り）。

## 【電気料金の構成】



## 【燃料費調整の考え方】（※「2022年11月申請、2023年4月料金改定」の場合）



# 【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則

## (燃料費調整制度)

第四十条 事業者は、(中略) 契約種別ごとの料金を、各月において、当該月の開始の日に、次項の規定により算定される基準平均燃料価格と第三項の規定により算定される実績平均燃料価格との差額(同項の規定により算定される実績平均燃料価格が、次項の規定により算定される基準平均燃料価格に一・五を乗じて得た額を超える場合にあっては、同項の規定により算定される基準平均燃料価格に〇・五を乗じて得た額)に第四項の規定により算定される基準調整単価を千で除して得た値を乗じて得た額により、増額又は減額(以下「調整」という。)を行わなければならない。

- 2 **基準平均燃料価格**は、改正法附則第十八条第一項の規定により定めようとする、又は変更しようとする特定小売供給約款の認可の申請の日(中略)若しくは日法第十九条第四項の規定により変更しようとする特定小売供給約款の届出の日において公表されている直近三月分(直近一月分を用いることができない合理的な理由があるときは、その前の直近三月分)の**小売電気事業等の用に供した石炭、石油及び液化天然ガス**(輸入されたものに限る。以下「燃料」という。)**ごとの円建て貿易統計価格**(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第百二条第一項第一号に基づく統計により認識することが可能な価格をいう。次項において同じ。)の平均値に、小売電気事業等の用に供する石油の一リットル当たりの発熱量(メガジュールで表した量をいう。以下同じ。)を当該燃料の一キログラム当たりの発熱量で除して得た値(石油にあっては、一)に原価算定期間において小売電気事業等の用に供する当該燃料の発熱量が当該期間において小売電気事業等の用に供する燃料ごとの発熱量の総和に占める割合を乗じて算定した値であって、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たもの(次項において「換算係数」という。)を乗じて得た額を合計した額とする。
- 3 **実績平均燃料価格**は、調整を行う月の五月前から三月前までの期間において小売電気事業等の用に供した燃料ごとの円建て貿易統計価格の平均値に、換算係数を乗じて得た額の合計額とする。
- 4 **基準調整単価**は、千円を単位として調整すべき一キロワット時当たりの単価として、原価算定期間において小売電気事業等の用に供する燃料ごとの発熱量の総和を小売電気事業等の用に供する石油の一リットル当たりの発熱量で除して得た値を当該期間における販売電力量で除して得た値を基に契約種別ごとに定めた単価であって、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たものとする。

# 燃料費調整制度における上限が無かった場合の料金水準①

- 現行料金における電源構成等を変更せず、実績燃料価格のみ「燃料費調整制度で料金に反映可能な範囲に係る上限」が無かったと仮定した場合の料金水準について、各事業者に試算を依頼したところ、その結果は以下のとおり。

事業者	標準モデル (30A・400kWh)								
	月額料金 (円)					改定率			
	現行	補正前		補正後		補正前		補正後	
		上限無し	今回申請	上限無し※1	今回申請	対現行	対上限無し	対現行	対上限無し
北海道※3	15,662	18,302	20,455 (20,714)	17,626	19,479 (19,738)	+31% (+32%)	+12% (+13%)	+24% (+26%)	+11% (+12%)
東北	13,475	17,115	17,601	16,807	16,595	+31%	+3%	+23%	▲1%
東電EP	14,444	17,588	18,431	16,492	16,811	+28%	+5%	+16%	+2%
北陸	11,155	14,303	16,158	14,183	16,268	+45%	+13%	+46%	+15%
中国	13,012	17,481	16,959	17,245	16,871	+30%	▲3%	+30%	▲2%
四国	12,884	16,348	16,276	16,168	16,242	+26%	▲0%	+26%	0%
沖縄	14,074	19,673	19,418	19,409	19,066	+38%	▲1%	+35%	▲2%

算出諸元については次ページを参照

(※1) 基準燃料価格を最新の貿易統計価格 (2022年11月~2023年1月の3ヶ月平均) に変更したことに伴い、実績燃料価格の採録期間を同期間に変更。

(※2) 北海道について、カッコ内はレベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を含めた数値。



# 燃料費調整制度における上限が無かった場合の料金水準②

- 「現行料金」と「（補正後）上限無し料金」の算出諸元は以下のとおり。

「現行料金」と「上限無し料金」の算出諸元（標準モデル／30A・400kWh）

事業者	燃料費調整額 算出諸元						燃料費調整額 [D×400kWh] [円]		約款料金 +再エネ賦課金 [円]  <b>G 現行&amp;上限無し</b>
	A 基準燃料価格 [円/kL]	B 実績燃料価格※ [円/kL]		C 基準単価 [円/kWh]	D 燃調単価 [円/kWh]		E 現行	F 上限無し	
	現行&上限無し	現行 (上限[A×1.5])	上限無し	現行&上限無し	現行 [(B-A)×C/1,000]	上限無し [(B-A)×C/1,000]			
北海道	37,200	55,800	80,700	0.197	3.66	8.57	1,464	3,428	14,198
東北	31,400	47,100	84,800	0.221	3.47	11.80	1,388	4,720	12,087
東電EP	44,200	66,300	88,400	0.232	5.13	10.25	2,052	4,100	12,392
北陸	21,900	32,900	79,900	0.161	1.77	9.34	708	3,736	10,447
中国	26,000	39,000	82,200	0.245	3.19	13.77	1,276	5,509	11,736
四国	26,000	39,000	80,900	0.196	2.55	10.76	1,020	4,304	11,864
沖縄	25,100	37,700	79,900	0.316	3.98	17.32	1,592	6,928	12,482

+

合計値

	月額料金 (円)	
	現行 [E+G]	上限無し [F+G]
北海道	15,662	17,626
東北	13,475	16,807
東電EP	14,444	16,492
北陸	11,155	14,183
中国	13,012	17,245
四国	12,884	16,168
沖縄	14,074	19,409

(※) 実績燃料価格は、2022年11月～2023年1月の3ヶ月間の貿易統計価格に基づき算出（採録期間は、各事業者とも、補正後の燃料費採録期間と同じ）。

1. はじめに
2. 特定小売供給約款料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
- 4. 規制料金の審査の概要**
5. 査定方針案の概要
6. 査定方針案の各論
  - 6-1. 需要想定・供給力
  - 6-2. 経営効率化
  - 6-3. 燃料費
  - 6-4. 購入・販売電力料
  - 6-5. 原子力バックエンド費用
  - 6-6. 人員計画・人件費
  - 6-7. 修繕費
  - 6-8. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）
  - 6-9. 事業報酬
  - 6-10. その他経費
  - 6-11. 公租公課
  - 6-12. 控除収益
  - 6-13. 費用の配賦
  - 6-14. レートメイク・約款

7. 参考資料

# 特定小売供給約款料金（規制料金）の審査の概要

- 規制料金の改定申請の審査では、当該料金が、「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第23号。以下「料金算定規則」という。）」に則って算定されていることを前提として、「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（平成28年4月制定。以下「料金審査要領」という。）」に照らして妥当なものか確認する。
- 具体的には、規制料金の算定・審査フロー（※次ページを参照）に沿って、各事業者から申請内容を聴取し、その妥当性を審査する。

# 【参考】特定小売供給約款料金（規制料金）の算定・審査フロー

## <前提条件>

- 電力需要の想定
- 電源確保の計画
- 経営効率化努力  
(資材調達効率化等)

## <費用の精査>

### 支出

(営業費)

- 燃料費
- 購入電力料
- 原子力バックエンド費用
- 人件費
- 減価償却費
- 修繕費

等

### 収入

(控除収益)

- 販売電力料 等

### 資金調達コスト

(事業報酬)

託送料金制度  
(レベニューキャップ)

## <費用の配賦・レートメイク>

非ネットワーク費用  
(自由化部門)

非ネットワーク費用  
(規制部門)

小売料金  
(規制部門)

ネットワーク費用  
(託送料金)

## <認可後>

- 部門別収支  
自由化部門の赤字を  
規制部門で補填して  
いないか等を確認
- 電気事業監査  
各大手電力の業務・  
経理の状況を監査
- 事後評価  
規制部門の利益率が  
必要以上に高くなっ  
ていないか等を確認

# 【参考】参照条文①

## 電気事業法等の一部を改正する法律（改正法）附則

### （みなし小売電気事業者の特定小売供給約款）

**第十八条** みなし小売電気事業者は、附則第十六条第一項の義務を負う間、特定小売供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、特定小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2～8 （略）

## みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）

### （認可料金の原価等の算定）

**第二条** 改正法附則第十八条第一項の規定により定めようとする、又は変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定しようとするみなし小売電気事業者（以下「事業者」という。）は、四月一日又は十月一日を始期とする一年間を単位とした将来の合理的な期間（以下「原価算定期間」という。）を定め、当該原価算定期間において電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定しなければならない。

2 四月一日を始期とする原価算定期間を定めた場合にあっては、前項で定める原価等は、事業年度ごとに次条の規定により算定される営業費及び第四条の規定により算定される事業報酬の合計額から第五条の規定により算定される控除収益の額を控除して得た額（以下「期間原価等」という。）を合計した額とする。

3 （略）

# 【参考】参照条文②

## みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

### 第1章 総則

#### 1. 基本方針

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「改正法」という。）附則第18条第1項に定める特定小売供給約款の認可に当たっては、この要領に従って審査を行うものとする。

- (1) この審査に当たっては、認可の申請がなされた特定小売供給約款料金が、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第23号。以下「算定規則」という。）に則って算定されていることを前提とする。
- (2) 算定規則第2条における「電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）」の算定については、みなし小売電気事業者（以下「事業者」という。）が申請した原価等について、その適正性を審査した上、当該申請を行った事業者（以下「申請事業者」という。）及び他の事業者が認可を受け又は届け出た原価等を勘案して、経営効率化努力の度合いを相対比較することにより審査を行うものとする。
- (3) 算定規則における「料金の算定」（算定規則第2章第2節）については、料金が供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められ、かつ、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものとならないよう、審査を行うものとする。
- (4) これらの審査の結果については、申請事業者に対して指摘するものとする。
- (5) この指摘を踏まえ、申請事業者が申請を適正に補正したと認められる場合の当該申請に係る料金は、改正法附則第18条第2項の認可要件に適合していると認められるものとする。

#### 2. 用語の意義（略）

#### 3. 原価算定期間

算定規則第2条における原価算定期間については、原則として3年間とする。ただし、原価の見通しが極めて困難な事情がある場合には、原価算定期間を1年とすることも認める。

# 料金制度専門会合の委員構成

- 料金制度専門会合は、電力・ガス取引監視等委員会の下に置かれ、以下の12名の座長・委員・専門委員から構成されており、規制料金の改定申請に係る査定方針案などを、中立的・客観的かつ専門的な観点で検討した。

	氏名	肩書
座長	山内 弘隆	武蔵野大学経営学部 特任教授
委員	北本 佳永子	EY 新日本有限責任監査法人 常務理事 パートナー 公認会計士
	圓尾 雅則	SMBC 日興証券株式会社 マネージング・ディレクター
専門委員	安念 潤司	中央大学大学院 法務研究科 教授
	男澤 江利子	有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士
	梶川 融	太陽有限責任監査法人 代表社員 会長
	川合 弘造	西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士
	河野 康子	一般財団法人 日本消費者協会 理事
	東條 吉純	立教大学法学部 教授
	華表 良介	ボストンコンサルティンググループ マネージング・ディレクター & パートナー
	平瀬 祐子	東洋大学理工学部 准教授
	松村 敏弘	東京大学社会科学研究所 教授

# 料金制度専門会合における審査体制

- 規制料金の改定申請の審査では、各費目について詳細なデータの確認などが必要である。
- そのため、以下のとおり、**料金制度専門会合の委員3名で一組の審査チーム**を計4チーム設置し、**審査チームごとに担当項目を設定し**、詳細な審査を実施した。

各審査チームの委員構成・担当項目

審査チーム				担当項目
チームA	安念	北本	華表	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 経営効率化</li><li>・ 人員計画・人件費</li><li>・ 公租公課</li></ul>
チームB	河野	東條	圓尾	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 購入・販売電力料</li><li>・ 設備投資・事業報酬</li><li>・ 修繕費</li></ul>
チームC	男澤	松村	山内	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 需要想定・供給力</li><li>・ 燃料費</li><li>・ 控除収益</li><li>・ 費用の配賦・レートメイク・約款</li></ul>
チームD	梶川	川合	平瀬	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 原子力バックエンド費用</li><li>・ その他経費</li></ul>

(五十音順・敬称略)



# 料金制度専門会合における審査経過①

開催日		主な審査項目		
①	第28回	2022年	12月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定小売供給約款の変更認可申請に係る対応</li> <li>5事業者（東北・北陸・中国・四国・沖縄）の変更認可申請の概要</li> </ul>
②	第29回		12月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>前回会合で頂いた御意見に係る事務局での整理</li> <li>経営効率化①</li> </ul>
③	第30回		12月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>需要想定・供給力①</li> <li>購入・販売電力料①</li> </ul>
④	第31回	2023年	1月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>人員計画・人件費①</li> <li>燃料費①</li> </ul>
⑤	第32回		1月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力バックエンド費用①</li> <li>設備投資①</li> <li>事業報酬①</li> </ul>
⑥	第33回		1月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>控除収益①</li> <li>公租公課①</li> <li>事業報酬②</li> <li>需要想定・供給力②</li> </ul>
⑦	第34回		2月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>2事業者（北海道・東京）の変更認可申請の概要</li> <li>修繕費①</li> <li>その他経費①</li> <li>人員計画・人件費②</li> </ul>
⑧	第35回		2月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営効率化②</li> <li>その他経費②</li> <li>需要想定・供給力③</li> </ul>

## 料金制度専門会合における審査経過②

開催日		主な審査項目		
⑨	第36回	2023年	2月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 費用の配賦①</li> <li>• 人員計画・人件費③</li> </ul>
⑩	第37回		3月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 燃料費等の採録期間①</li> <li>• 設備投資②</li> <li>• 控除収益②</li> <li>• 事業報酬③</li> </ul>
⑪	第38回		3月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 燃料費等の採録期間②</li> <li>• 修繕費②</li> <li>• 公租公課②</li> <li>• 原子力バックエンド費用②</li> </ul>
⑫	第39回		3月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 消費者庁及び消費者委員会からの御意見等に関する現時点での取組状況等について（たたき台）</li> <li>• 購入・販売電力料②</li> <li>• 経営効率化③</li> </ul>
⑬	第40回		4月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 燃料価格等の補正結果の概要</li> <li>• 需要想定・供給力④</li> <li>• 燃料費②</li> <li>• 購入・販売電力料③</li> </ul>

# 料金制度専門会合における審査経過③

開催日		主な審査項目		
⑭	第41回	2023年	4月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営効率化④</li> <li>・ ヤードスティック査定</li> <li>・ 購入・販売電力料④</li> <li>・ 燃料費③</li> <li>・ 人員計画・人件費④</li> <li>・ 設備投資③</li> <li>・ 修繕費③</li> <li>・ 事業報酬④</li> <li>・ 費用の配賦②</li> <li>・ その他の論点①</li> </ul>
⑮	第42回		4月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者庁及び消費者委員会からの御意見等に関する現時点での取組状況等について（案）</li> <li>・ 経営効率化⑤</li> <li>・ レートメイク・約款等</li> <li>・ その他の論点②</li> </ul>
⑯	第43回		4月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他の論点③</li> <li>・ 公聴会・「国民の声」への御回答（案）</li> <li>・ 消費者庁及び消費者委員会からの御意見等に関する御回答（案）</li> <li>・ 査定方針案（案）</li> </ul>

# 審査チームによるインナー会合の実施状況①

開催日		チーム	主な審査項目	
第1回	2022年	12月13日	A	• 経営効率化
第2回		12月14日	A	• 経営効率化
第3回		12月20日	B	• 購入・販売電力料
第4回		12月22日	B	• 購入・販売電力料
第5回		12月26日	A	• 人員計画・人件費
第6回		12月27日	C	• 燃料費
第7回		12月27日	A	• 人員計画・人件費
第8回	2023年	1月12日	D	• 原子力バックエンド費用
第9回		1月12日	D	• 原子力バックエンド費用
第10回		1月13日	B	• 設備投資
第11回		1月20日	A	• 公租公課
第12回		1月20日	C	• 控除収益
第13回		1月23日	C	• 需要想定・供給力

## 審査チームによるインナー会合の実施状況②

開催日		チーム	主な審査項目	
第14回	2023年	1月24日	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営効率化</li> </ul>
第15回		1月27日	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>修繕費</li> </ul>
第16回		1月30日	D	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他経費</li> </ul>
第17回		1月30日	D	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他経費</li> </ul>
第18回		1月31日	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>修繕費</li> </ul>
第19回		1月31日	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>人員計画・人件費</li> </ul>
第20回		1月31日	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>人員計画・人件費</li> <li>経営効率化</li> </ul>
第21回		2月1日	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>人員計画・人件費</li> </ul>
第22回		2月20日	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用の配賦</li> </ul>
第23回		2月20日	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>人員計画・人件費</li> </ul>
第24回		3月9日	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>公租公課</li> </ul>
第25回		3月10日	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>公租公課</li> </ul>
第26回		3月20日	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>人員計画・人件費</li> <li>経営効率化</li> </ul>
第27回		3月20日	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>人員計画・人件費</li> <li>経営効率化</li> </ul>

## 審査チームによるインター会合の実施状況③

開催日		チーム	主な審査項目	
第28回	2023年	4月5日	A	• 経営効率化
第29回		4月5日	B	• 修繕費
第30回		4月6日	C	• 燃料費 • 費用の配賦 • レートメイク・約款
第31回		4月7日	B	• 修繕費
第32回		4月19日	C	• 控除収益
第33回		4月20日	C	• 控除収益

1. はじめに
2. 特定小売供給約款料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
- 5. 査定方針案の概要**
6. 査定方針案の各論
  - 6-1. 需要想定・供給力
  - 6-2. 経営効率化
  - 6-3. 燃料費
  - 6-4. 購入・販売電力料
  - 6-5. 原子力バックエンド費用
  - 6-6. 人員計画・人件費
  - 6-7. 修繕費
  - 6-8. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）
  - 6-9. 事業報酬
  - 6-10. その他経費
  - 6-11. 公租公課
  - 6-12. 控除収益
  - 6-13. 費用の配賦
  - 6-14. レートメイク・約款

7. 参考資料

# 査定方針案の概要①

項目	査定方針案の概要
需要想定・供給力	<ul style="list-style-type: none"><li>• <b>需要想定</b>について、需要種別の需要の算定方法などを確認した結果、<b>合理的でない手法や根拠に基づいた算定は確認されなかった。</b></li><li>• <b>供給力</b>について、単価の安い電源を優先して運転することを原則としつつ、需給運用に係る制約（点検計画や燃料調達など）などを考慮して積み上げられており、<b>合理的でない考え方に基づいた供給力の積上げは確認されなかった。</b></li><li>• なお、<b>北海道電力と東京電力EP</b>は、料金算定の基とした供給計画の案を微修正し、2023年3月に、供給計画（2023計画）を経済産業大臣に届け出たことから、各費目の査定結果を踏まえた<b>最終的な補正においては、2023計画を基に料金算定を行うこととする。</b></li></ul>
経営効率化	<ul style="list-style-type: none"><li>• 委託費や修繕費などの固定的な費目について、過去6年間（2016～21年度）の費用水準を横比較し、各事業者の<b>効率化係数（最大で23.0%の効率化）</b>を設定した。</li><li>• 効率化係数の設定に当たっては、発電分離といった事業形態の違いに依らず、横比較が可能となるよう、<b>発電部門と販売部門に分けて横比較</b>をした。</li><li>• その上で、委託費や修繕費などの<b>各費目の査定において、効率化係数を用いることとした。</b></li></ul>



## 査定方針案の概要②

項目	査定方針案の概要
燃料費	<ul style="list-style-type: none"><li>• 燃料価格などの変動を踏まえ、<u>2022年11月～2023年1月の燃料価格</u>を用いて<u>燃料費を再算定</u>することとした。</li><li>• <u>火力燃料の数量</u>について、原則として<u>メリットオーダーに基づいた電源運用</u>が行われており、<u>それに基づいて算定されていることを確認</u>した。</li><li>• <u>石炭（海外炭）の単価</u>について、調達源（調達国や品種）の多様化などの効率化を求めるため、<u>旧一般電気事業者及びJERAの熱量当たり調達単価（2022年11月～2023年1月）を基に、トップランナー査定を行う</u>こととした。</li><li>• <u>LNGの調達数量</u>について、スポット価格が高いことを踏まえて、<u>中長期契約の追加調達オプションを最大限行使し、スポット調達量の抑制を求める</u>こととした。</li><li>• <u>LNGの中長期契約価格</u>について、契約ごとに単価が異なることを踏まえ、原価算定期間内に価格が決定される契約について、<u>旧一般電気事業者及びJERAの調達価格（2022年11月～2023年1月）を基に、トップランナー査定を行う</u>こととした。</li><li>• <u>LNGのスポット調達の単価</u>について、<u>旧一般電気事業者及びJERAの平均スポット調達価格（2022年11月～2023年1月）を織り込む</u>こととした。</li></ul>

## 査定方針案の概要③

項目	査定方針案の概要
購入・販売電力料	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>スポット市場からの調達</u>などについて、<b>23年度の電力先物価格</b>（東日本：約21円/kWh、西日本：約18円/kWh）を<b>想定市場価格として用いる</b>こととする。</li> <li>• <u>相対購入価格</u>について、申請者と同様の<b>効率化を求め、料金原価から減額</b>する。</li> <li>• <u>東京電力EPにおけるJERAからの購入電力料</u>について、グループ内取引であり、市場における競争的な調達価格となっているか丁寧に確認する観点から、他の事業者における相対購入価格と比較し、<b>トップランナー査定</b>を行う。</li> <li>• <u>日本原電などの原子力発電所</u>について、共同開発と認められるため、原価算定期間における受電が見込まれていなくても、その購入電力料を原価算入することを認める一方で、<b>委託費や修繕費</b>などについて、申請者と同様の<b>効率化を求め、料金原価から減額</b>する。（過去の査定方針と同様の考え方）</li> <li>• <u>他社への相対卸売</u>について、スポット市場価格を下回る価格で販売することを見込む事業者に対し、スポット市場価格での販売を織り込むよう求めるなど、<b>適切な収益見込みを織り込む</b>こととする。</li> </ul>
原子力バックエンド費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>法令に基づいて適正な費用が織り込まれているか確認</u>した。その結果、<b>四国電力</b>は、将来の単価を<b>独自に見込んだ算定方法</b>を用いていたが、<b>この算定方法については認めない</b>。</li> <li>• 当初申請において2021年度の諸元（例：拠出金単価）を用いて算定している場合は、<b>2022年度の数値を用いて算定し、料金原価に反映</b>する。</li> </ul>

## 査定方針案の概要④

項目	査定方針案の概要
人員計画・人件費	<ul style="list-style-type: none"> <li>人員計画について、様々な指標に基づき、各事業者における従業員1人当たりの生産性を評価したところ、<u>人員数が明らかに過剰な水準とは言えない</u>と考えられる。</li> <li>役員給与について、<u>社内役員</u>は、料金審査要領に基づき、<u>国家公務員指定職の給与水準の平均となっていることを確認</u>した。一方、<u>社外役員</u>について、過去の料金審査の査定水準よりも高い水準となっている事業者については、<u>過去の査定水準を超える部分は、原価算入を認めない</u>。</li> <li><u>従業員1人当たりの年間給与水準</u>について、「エスカレーションは原則認めない」という料金審査要領の原則に基づき、<u>厳格に査定を行うこととし、賃上げ分の原価算入を認めない</u>。一方、従業員1人当たりの年間給与水準を算出する際に<u>参照する統計データについては、現時点で最新の2022年調査を参照</u>することとする。</li> </ul>
修繕費	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>直近5年間の過去実績を基にしたメルクマール（基準）超過分</u>について、<u>火力・水力などについては、火力の点検回数の増加など、一般的な修繕の範囲であることを踏まえ、メルクマール超過分の原価算入を認めない</u>。</li> <li>一方で、安全審査や司法判断などに伴い、事業者の意志に関わらず、原子力発電所の停止が必要となり、原子力の修繕費のメルクマールが抑制されている。そのため、<u>原子力のメルクマール超過分</u>については、例外的に原価算入を認める一方で、<u>効率化を求める</u>。</li> <li>なお、原価算定期間中の再稼働が織り込まれていない<u>北海道電力の泊発電所3号機</u>について、<u>再稼働時期に応じて追加的に必要となる費用</u>（例：起動前の点検費用）は、再稼働時期に係る不確実性も考慮し、<u>原価算入を認めない</u>。</li> </ul>

## 査定方針案の概要⑤

項目	査定方針案の概要
設備投資	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>不使用の土地・建物・機械装置</u>について、不使用の理由が<b>合理的でない場合は査定</b>する。</li> <li>• <u>社宅</u>について、入居率のメルクマールを90%とし、<b>入居率が低い場合は査定</b>する。</li> <li>• <u>体育館などの厚生施設</u>は、電気事業に<b>真に不可欠な設備とは認められないため査定</b>する。</li> <li>• <u>他者に貸与している土地・建物</u>について、合理的な理由無く<b>無償貸与している場合は査定</b>する。</li> <li>• <u>稼働率が低い発電設備</u>について、合理的な理由（例：ピーク対応電源）が無い場合は査定するが、詳細な確認の結果、査定対象となる設備は無かった。</li> </ul>
事業報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>自己資本報酬率</u>の算定に用いる<b>公社債利回り及び全産業自己資本利益率</b>について、<b>直近7年</b>を平均期間とする。</li> <li>• <u>他人資本報酬率</u>について、<b>発電一体の事業者</b>は<b>親会社単体の有利子負債利子率</b>を、<b>発電分離の事業者</b>は<b>連結の有利子負債利子率</b>を用いる。</li> <li>• <u>東京電力EPの事業報酬</u>について、<b>JERAも考慮して算定</b>する。</li> </ul>

## 査定方針案の概要⑥

項目	査定方針案の概要
その他経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>石炭灰処理費の算定根拠となる灰発生率</u>について、<u>中国電力</u>は、他事業者と異なる方法で算定していたが、<u>過去の実績値を基に算定</u>しているものであることを確認した。</li> <li>• <u>賃借料</u>について、<u>社宅や寮などの借地借家料</u>が、合理的な理由無く、<u>周辺物件の平均的な水準を上回っている場合</u>などは、当該超過分を<u>料金原価から減額</u>する。</li> <li>• <u>委託費・研究費</u>について、販売促進の側面が強い費用（例：節電・省エネ推進）や、脱炭素化に関する調査費用など、<u>優先度が低い費用は料金原価への算入を認めない</u>。</li> <li>• <u>普及開発関係費</u>について、<u>販売促進の側面が強い節電や省エネ推進を目的とした費用</u>や、<u>脱炭素に関するPR費用</u>、<u>地域イベント支援に係る費用</u>など、優先度が低い費用を<u>料金原価から除く</u>。</li> <li>• <u>普及開発関係費</u>について、<u>PR館に付随する科学・地域展示、植物園、観光案内</u>等の管理費など、電気事業に供しない施設に係る費用を<u>料金原価から除く</u>。</li> <li>• <u>DX研修に係る費用</u>や<u>販売促進に係る研修費用</u>など、優先度が低い費用を<u>料金原価から除く</u>。</li> <li>• <u>団体費</u>のうち、事業目的など<u>合理的な理由が無いもの</u>については、<u>料金原価への算入を認めない</u>。</li> <li>• <u>貸倒損</u>について、<u>一時的な特例措置</u>に伴う費用は、<u>料金原価から減額</u>する。</li> <li>• <u>寄付金</u>について、料金審査要領に則り、<u>料金原価に算入されていないことを確認</u>した。</li> </ul>

## 査定方針案の概要⑦

項目	査定方針案の概要
公租公課	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>公租公課</b>（例：水利使用料、事業税）について、料金算定規則や各税法などに基づき、<b>適切に算定されていることを確認</b>した。</li> <li>• 法人税等を算定するにあたり、<b>計算上の一株当たりの配当金額</b>については、各事業者の<b>直近10年</b>の単純平均値を基に、<b>30円</b>とする。また、株式分割により発行済株式の数が増加している場合は、<b>株式分割後も安定的に、申請された一株当たりの配当金額が支払われていることを前提に、申請時点の発行済株式の数を用いること</b>とする。</li> <li>• <b>北海道電力</b>の法人税等の算定にあたって、<b>B種優先株式</b>は、配当金額が安定的に支払われていることを前提に、申請どおり、<b>発行済株式の数への計上</b>を認める一方で、<b>利益準備金積立額</b>については、<b>料金原価への算入を認めない</b>。</li> <li>• <b>東京電力EP</b>の法人税等の算定にあたって、東京電力HDの発行済株式の数に、計算上の一株当たりの配当金額（30円）を乗じて、<b>東京電力全体の計算上の配当金額を推計し</b>、これを踏まえて<b>東京電力EPの配当金額を推計</b>することとする。</li> </ul>
控除収益	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>控除収益</b>（例：電気事業雑収益）について、契約又は法令などに基づき、<b>適切に算定されていることを確認</b>した。</li> </ul>
費用の配賦	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>費用の配賦</b>について、「直近の燃料価格などを踏まえた補正に伴う変動分」及び「レベニューキャップ制度の導入に伴う変動分」を反映して再算定した<b>補正後総原価を基に確認</b>した。</li> <li>• 費用の配賦の各段階で、料金算定規則に則って適切に算定されているか確認した。その結果、<b>沖縄電力</b>は、固定費の配分（2:1:1法）における規制需要の最大電力の推計などで<b>算定誤り</b>があった。そのため、料金算定規則に則って、<b>料金原価の補正を求める</b>こととする。</li> </ul>

## 査定方針案の概要⑧

項目	査定方針案の概要
レートメイク・約款	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>レートメイク・約款</u>について、「直近の燃料価格などを踏まえた補正に伴う変動分」及び「レベニューキャップ制度の導入に伴う変動分」を反映して再算定した<b>補正後総原価を基に確認</b>した。</li> <li>• <u>基本料金と電力量料金の設定方法</u>について、今回の料金改定申請の主たる要因が、燃料価格の高騰などに伴うものであることから、<b>基本料金は据え置く</b>こととする。</li> <li>• <u>3段階料金の設定方法</u>についても、今回の料金改定申請の主たる要因が、燃料価格の高騰などに伴うものであることから、<b>3段階一律に電力量単価を上乗せ</b>する。</li> <li>• 各事業者が、<u>電気料金改定及びその他の供給条件の変更</u>について、自社ホームページ内において説明することや、問い合わせ専用ダイヤルを設けることなどによって、<b>需要家に対する周知活動を実施していることを確認</b>した。</li> <li>• 各事業者の<u>供給条件の変更内容</u>は、いずれも、<b>条件を満たした全ての需要家に対して平等に適用</b>されるものであり、<b>不平等であるとは言えないことを確認</b>した。</li> </ul>